



もくれんについて

障がいの有無・程度にかかわらず、生きづらさを持つた
だれもが、地域でその人らしい生活をつづけられるよう
に、積極的に支援ネットワーク、相談業務を充実させ
るとともに、ご利用者の権利擁護（アドボカシー）を
すすめます。すべての人に社会生活・活動への参加を
促し、その人の持てる力・可能性を發揮して生きがい
をもって暮らしていただけるように適切な介護・援助・
支援などのお手伝いをさせていただきます。

お問い合わせ先

住 所：大阪市東住吉区矢田6-8-7

電 話：06-6690-5288

06-6609-8500

F A X：06-6608-1922



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人ふれあい共生会
〒546-0023
おおさかしひがしうよしくやた
大阪市東住吉区矢田3-16-8

相談受付時間
月曜日～土曜日 9：00～17：30

※ 日曜日・年末年始は休業。

※ 祝日も開所しています。

訪問可能エリア

東住吉区・住吉区・平野区 他

※ 他の地区の場合はご相談下さい。

ご相談のご利用対象者(*1)

障がいのある方（難病を含む）

ご家族の方々

支援者の方々

(*1)対象者の詳細についてはご確認ください。

ご利用料

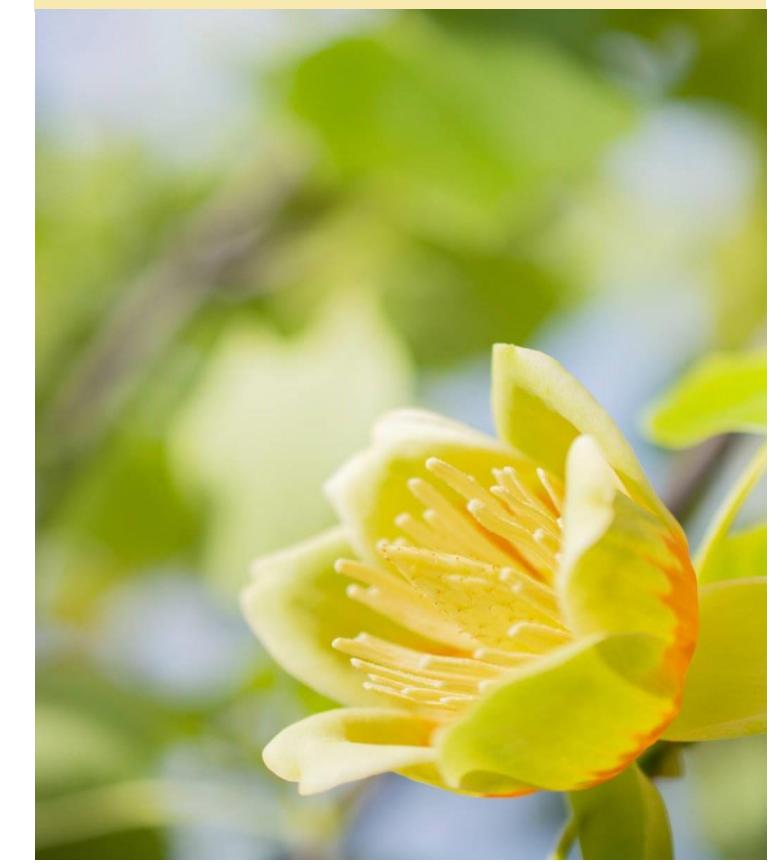
相談支援事業の利用料は無料です。

しょうじ そだんしえん 障がい児相談支援

しょうしゃ そだんしえん ちいきそだんしえん 障がい者相談支援・地域相談支援

もくれんユリノキ

かがや にんげん そんげん しめ ひと よ ねつ ひかり
輝け「人間の尊厳」示す「人の世に熱と光」





障がい児・者相談支援の方針

笑顔のある生活

一步一步をご一緒に…

希望する生活が変わったり、生活には日々変化があります。障がいのある方が、地域の中で自分の希望する生活を実現していくよう寄り添い、これから的生活に必要な社会資源や福祉サービス等と一緒に考えていきます。

障がい児・者相談支援

どのような暮らしをしたいのか、そのためにはどのようなサービスをどのように利用するのか、ひとりひとりに応じた計画を作成します。

地域相談支援 (地域移行・地域定着)

施設・病院 (精神科) からの退所・退院、新しい生活に向けて支援をします。退所・退院された方、地域での生活がまだ不安…という方が、地域生活を続けていけるよう支援します。

ご利用者さまの声

困った時、相談相手がいなければどうしていいかわからない。1人じゃないと思える。

(ご利用者さまより)

よくお話を聞いてくれて、手続きがよくわからないことがあるので、すごく楽になってよかったです。

(ご利用者さまのご家族さまより)

福祉サービスを利用するまでの流れ

1. 相談・申請 (区役所)
2. 障がい支援区分の認定調査 (必要な場合)
3. 相談支援の事業所を決める。
※ご自身で選ぶことが難しい場合は、区役所に事業所選びの援助を依頼することもできます。
4. 利用契約
5. サービス等利用計画案作成
サービス等利用計画案を提出します。
6. 受給者証発行
7. 利用する事業所を選び、利用契約。
サービス担当者会議を開催します。
8. サービス利用開始
9. 繙続サービス利用支援 (モニタリング)
※定められた期間ごとにご自宅等を訪問し、心身の状況・生活環境・サービスの利用状況等を確認します。
※更新申請・変更申請が必要な場合は、

5. からサービスを繰り返します。

福祉サービスの利用に係る様々なご相談、計画作成・手続き等の支援を行っています。
※地域相談支援については、ご確認ください。